

住宅のリフォームや被災住宅等の復旧工事に対する補助制度があります

利用を希望される方は町建設課へご相談ください。
 ※工事を開始する前に申請手続きをしてください(施工前の写真が必要です)。
 ※過去に住宅リフォーム補助を受けた住宅であっても、一定の年数を経過した場合はあらためて補助金を申請できます。また、被災住宅の復旧工事は被災ごとに申請できます。

下表の赤字は今年度から新しくなった項目です。

工事の一例

- ・屋根の張り替えや塗装、外壁の張り替え
- ・内装工事(部屋の新設や間仕切りの変更、台所やトイレなど水回りの改修)
- ・断熱化(開口部の断熱化、ユニットバスへの改修)
- ・省エネ化(熱交換型換気設備への改修、LED照明設備への改修)
- ・バリアフリー化(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張) など

	一般リフォーム工事	省エネ・断熱化工事	被災住宅等の復旧工事
対象者	住宅等の所有者・居住者		被災住宅等の所有者・居住者
対象住宅	・ 町内に住民登録をしている方 ・ 町税および使用料などを滞納していない方		
対象工事	・ 補助対象となる工事費が20万円以上(税込)であるもの		・ 「[り災証明書(※)]」が発行されていること
対象条件	・ 町内の業者または町内の個人事業者が施工するもの ・ 令和8年3月30日(月)までに工事完了実績報告書を提出できるもの		
必要書類	①補助金交付申請書 ②工事契約書および見積書の写し ③施工前の写真		
		④ 製品の性能がわかる仕様書やカタログ類の写し	④「[り災証明書(※)]」の写し
補助金額	補助対象工事費の10% (上限額10万円)	補助対象工事費の 15% (上限額 15万円)	補助対象工事費の 20% (上限額10万円)

(※)「[り災証明書]」は被災箇所の写真を準備の上、町住民生活課に申請してください。

町営住宅の入居者を募集します

入居資格◆

- ・ 住宅に困窮していること
- ・ 現に同居し、または同居しようとする親族が居ること
- ・ 入居者全員の収入合計が収入基準額以下であること
- ・ 国税、地方税および公共料金等を滞納していないこと

申込方法◆「住宅入居申込書」に記入押印し、必要書類を添付して町建設課まで提出してください。

※**申込書類の郵送を希望される方はご連絡ください。**

※申込書は一旦お預かりして、不足書類がないか確認した上で受理します。不足書類がある場合はご連絡しますので、募集期限までに提出してください。

※入居決定前の見学は行っていません。

募集期限◆4月30日(火)

選考方法◆住宅に困窮する度合いの高い方を優先しますが、住宅困窮順位を定め難い場合は公開抽選を行います。

■入居時の主な注意事項

- ・ 入居時期は6月中旬を予定しています。
- ・ 入居が決まった際に、連帯保証人1名(所得等要件あり)が必要です。
- ・ 敷金の納入(家賃の3カ月分)が必要です。
- ・ 犬、猫等のペットは飼うことができません。
- ・ 車は各住宅で定められた台数までしか駐車できません。
- ・ その他、条例等の規定によります。

住宅名	所在地	戸数	間取り	構造/階数	家賃(円)	駐車場
小安門A棟	六郷字小安門	2戸	3DK	RC3階/3階	15,500～35,700	1台まで

申・問 町建設課 建設管理班 ☎0187(84)4910

農業用機械・施設等導入に補助金をご活用ください

■営農継続支援事業

- 対象**◆①認定農業者・認定就農者
②営農を維持・継続する①以外の農業者で原則63歳未満の方
- 対象経費**◆・稲作関係機械
・畑作関係機械
・施設園芸・果樹用の施設・機械 など
※税抜10万円以上の機械や施設等に限ります。
- 補助金額**◆①機械等購入費(税抜)の6分の1以内の額(上限額50万円)
②機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円)
- 対象要件**◆・過去3年度以内に、国・県・町の補助事業を利用していないこと。
・アタッチメントをはじめとする付属品のみの経費ではないこと。
・補助金交付決定前に導入しないこと。
- その他**◆機械や施設等の導入後、7年間の営農状況を把握するため営農継続報告書を提出していただきます。営農期間が7年に満たなかった場合や途中で譲渡、交換、貸し付け、処分などした場合は、補助金の返還を求めます。

■スマート農業導入支援事業

- 対象**◆認定農業者・認定就農者・集落営農組織
- 補助金額**◆①スマート農機導入分
機械等購入費(税抜)の3分の1以内の額(上限額100万円)
②自動操舵システム取付分
機械等購入費(税抜)の2分の1以内の額(上限額50万円)
③RTK基地局利用料分
ライセンス利用料(税抜)の2分の1以内の額(利用開始後1年間)
- 対象要件**◆・①③または②③のいずれかに取り組むこと。
・秋田県仙北平野土地改良区が管理運営するRTK基地局を利用すること。
・事業実施の翌々年度までに、作業面積が1割以上拡大する計画であること。
・補助金交付決定前に導入しないこと。
- その他**◆機械等の導入後、計画の達成状況を把握するため報告書を提出していただきます。

共通事項

- 申請方法**◆町農政課に備え付けている申請書に必要事項を記入の上、見積書・カタログ・営農計画書(野帳)と一緒に提出してください。
※受付の際に、現在の営農状況の聞き取りや国・県補助金による導入状況等の確認を行います。
※機械等の導入に間に合うよう、余裕をもって申請してください。

計画書を受付しています

美郷町作物転換総合支援事業

美郷推進作物および美郷ブランド作物を作付拡大または新規作付する農業者等に、拡大面積の助成に加え、種苗、機械等、園芸用ハウスの購入費の一部を助成します。町農政課で相談を受け付けていますので、お気軽に連絡ください。
※詳細は「令和7年度 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

計画書提出期限◆5月30日(金)

美郷推進作物(令和7年度よりサツマイモ追加)

アスパラガス、エダマメ、キュウリ、トマト、ネギ、スイカ、キャベツ、ハウレンソウ、シイタケ、花き(美郷雪華以外)、ニラ、メロン、サツマイモ

美郷ブランド作物

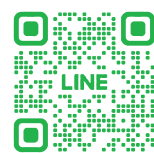
美郷雪華、セリ、レンコン

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

美郷町公式LINE お友達を募集中です！

町公式LINEでは、町政情報をはじめ、災害・防災情報などの緊急情報、イベント情報、子育て情報などを配信していて、これらをプッシュ通知で受け取ることができます。情報収集手段の一つとして、町公式LINEをご活用ください！登録には「LINE」アプリをインストールし、アカウントを取得してから、LINEアプリのホーム画面のお友達検索画面で「@misatotown」を検索し追加するほか、右記二次元コードを読み込んで追加してください。

アカウント名◆秋田県_美郷町(@misatotown)



よろしく
お願いし
みず

